

平成25年11月第6回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第9号
受理年月日	平成25年11月19日
件名	「松阪市手話言語条例（仮称）」の制定を求める請願
請願者の住所及び氏名	松阪市大黒田町1445番地3 松阪市ろうあ福祉協会 会長 深川 誠子
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	水谷 晴夫 濱口 高志 植松 泰之 中村 良子 山本 節 大平 勇 永作 邦夫 今井 一久 田中 力 松田 俊助 西村 友志

「松阪市手話言語条例（仮称）」の制定を求める請願

提出 平成25年11月19日

松阪市議会議長 中島 清晴様

紹介議員

西村 友志 
 水谷 明夫 
 永作 邦夫 
 松田 信助 

提出者

瀬戸 尚志 
 今井 一久 
 植松 春之 
 大平 義平 
 田中 力伸 
 木下 誠 
 中村 良 

三重県松阪市大黒田町1445-3

松阪市ろうあ福祉協会

会長 深川 誠子



《請願趣旨》

聞こえる人たちは「声を出す、または声を聞く」という音声言語（日本語）を使用して、コミュニケーションを行なっています。ろう者は、昔から「手指、体の動き、表情を使う、またはそれらを目で見る」という視覚言語（手話）を使用して、コミュニケーションを行なってきました。しかし、法的には手話は言語として認められていなかったために、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきました。ろう学校では手話を使うことを禁止され、手話をすることは恥ずかしいことだと教えこまれ、社会でも周囲の好奇心の目から隠れるように手話を使ってきました。また、聞こえる人たちとコミュニケーションができないため、まだまだろう者や手話に対する理解が社会では進んでいません。

2006年に国連で採択された障害者権利条約は、生活・仕事・司法・参政権・医療など、あらゆる面で障害者の権利を守り、社会に合理的配慮の責任を求めた条約です。その条約の「定義」において、「言語には音声言語と『手話』が含まれる」ことが盛り込まれたことによって、「手話が言語である」ことが世界的に認めされました。

日本においても、その条約の批准に向け、2011年に障害者基本法を改正し、その第3条（地域社会における共生等）の3項に「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が定められました。

これにより、言語に手話が含まれること、すなわち、手話が言語であることが日本でも法的に認められるとともに、ろう者が意思疎通手段として手話を選択し、手話によって情報を取得する機会の確保やその拡大が求められることとなりました。

私たちはまず、手話が音声言語と対等な法的地位を認められたことを、市民の方々に知っていただき、今後、手話についての理解や周知を深めていただきたいと思います。それが、ろう者に対する理解への第一歩につながります。そして、手話による意思疎通手段の選択、情報取得または利用する機会が拡大され、なおかつ保障される社会になっていくことを願っています。

以上のような理由から、私たちは手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使う、使ってもらえる社会に、手話やろう者に対して理解があり、ろう者が安心して暮らせる社会となるよう、松阪市に「松阪市手話言語条例（仮称）」を制定していただけることを、心から切望するものです。

《請願事項》

手話や聴覚障害について、市民が学び、理解し、ろう者が安心して暮らせる松阪市となることと、ろう者が意思疎通のための手段に手話を選択できる機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段に手話を選択できる機会の拡大を図ることを目的とする、市条例「松阪市手話言語条例（仮称）」の制定を求めます。